

第2章 エコまち法の概要

1 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）の概要

平成24年12月4日に「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下、「エコまち法」という。）が施行され、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、平成25年12月に国土交通省は「低炭素まちづくり実践ハンドブック」を作成し、低炭素まちづくりに関する基本的な考え方を示し、都市の低炭素化に効果的な集約型都市構造への対応を進めています。

（1）エコまち法の目的（エコまち法第1条）

低炭素型都市の実現に向けた取り組みを促進するため、「低炭素まちづくり計画」の作成とこれに基づく特別措置、低炭素建築物の普及促進のために必要な措置を講じ、都市の健全な発展に寄与することを目的としています。

（2）低炭素まちづくり計画（エコまち法第2条）

市街化区域内等（市街化区域及び用途地域）において、都市の低炭素化に関する施策を総合的に推進するために市町村が作成する計画です。

（3）低炭素建築物（エコまち法第2条）

市街化区域内等において、CO₂の排出抑制に資する先導的な基準に適合する建築物を、所管行政庁が認定します。

本市においては、所管行政庁は茨城県になります。

（4）都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（エコまち法第3条）

- ・都市の低炭素化の促進の意義と目標
- ・都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的方針
- ・低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的事項
- ・低炭素建築物の普及促進に関する基本的事項
- ・都市の低炭素化の促進に関する施策効果の評価に関する基本的事項

2 低炭素まちづくり計画の特徴

低炭素まちづくり計画は、都市の低炭素化に向けた取り組みを後押しし、また、民間投資を促進するため、市町村が目指すビジョンや具体的な取り組みを示すものです。

コンパクトなまちづくりを目指す第一歩として、地域の創意工夫を生かした計画となることが求められています。

(1) 計画に記載する事項 (エコまち法第7条)

①対象となる区域

市街化区域等のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的である区域を設定します。

②低炭素まちづくり計画の目標

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、可能な範囲で定量的な目標を設定します。

③目標を達成するために必要な事項

設定した目指すべき将来像や定量的な目標を達成するために、地域の実情等に応じて、概ね次に掲げる事項から、施策を示します。

- ・都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備、その他都市機能の配置の適正化に関する事項
- ・公共交通機関の利用の促進に関する事項
- ・貨物の運送の共同化その他貨物の運送の合理化に関する事項
- ・緑地の保全及び緑化の推進に関する事項
- ・下水を熱源とする熱、太陽光その他化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設のための下水道、公園、港湾、その他の公共施設の活用に関する事項
- ・建築物の低炭素化の促進に関する事項
- ・CO₂の排出抑制に資する自動車の普及促進、その他の自動車運行に伴い発生するCO₂の排出抑制の促進に関する事項
- ・その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置として国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定めるものに関する事項

④低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

低炭素まちづくりを効率的、効果的に進めるため、適宜、計画に位置づけられた目標の達成状況等を的確に評価、分析し、その結果に基づき目標の達成に資するよう施策の充実や追加を行うなど、計画の見直し等に反映していく取り組みが重要です。

⑤計画期間

計画で目標として記載する内容等を踏まえながら、他関連計画と整合を図り、市の実情に応じて設定します。

(2) 低炭素まちづくり計画での各分野の取り組み

低炭素まちづくりを実現するには、集約型都市構造への転換を図るとともに、その転換にあわせて以下に示す CO₂ 排出量の削減や吸収量の増大の方策に取り組むことが重要です。

①交通・都市構造分野の取り組み

- ・集約促進都市開発事業の認定
- ・集約型都市構造への転換
- ・公共交通機関の利用促進
- ・交通流対策の推進

②エネルギー分野の取り組み

- ・都市のエネルギー源として未利用エネルギーを活用
- ・都市のエネルギー源として再生可能エネルギーを活用
- ・建物のエネルギー負荷を削減
- ・建物及び地区・街区のエネルギー利用効率を向上

③緑分野の取り組み

- ・市街地周辺の樹林地等を適切に保全し、分散的な開発から緑を守り、CO₂ 排出量の低減、吸収量の増大を図る
- ・CO₂ 吸収源として大気中の CO₂ を低減
- ・木質バイオマスの活用を通じた CO₂ 排出量の低減
- ・地表面被覆の改善等を通じたヒートアイランド現象の緩和